



平成 19 年 7 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 A O K I ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 青 木 拓 憲
(コード番号 8214 東証・大証第一部)
問合せ先 専務取締役 中 村 憲 侍
(TEL 045-941-4888)

従業員に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は本日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由
当社従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入するため。
2. 新株予約権割当の対象者及びその人数
当社従業員 200 名
3. 新株予約権の発行要項
 - (1) 新株予約権の総数
3,585 個
 - (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権 1 個当たりの新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、その数(以下「目的株式数」という。)は、当初 100 株とする
当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割又は併合の比率
 - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該時点における目的株式数 1 株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.025 を乗じた価額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、新株予約権割当日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該日の終値とする。当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式無償割当、分割又は併合の比率}}$$

- (4) 新株予約権の行使期間
平成 21 年 7 月 10 日から平成 24 年 7 月 9 日までとする。
- (5) 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、対象者が当社又は当社の関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合及び従業員を定年により退職した場合は、退任及び退職後 3 ヶ月間に限り行使できるものとする。
新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
その他の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則第 40 条第 1 項に定める額の 2 分の 1 の額を資本金として計上し（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。
- (7) 新株予約権の取得事由
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなったときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 1 株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (10) 新株予約権証券の不発行
当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- (11) 新株予約権の払込金額
割当日の諸条件をもとにブラック・ショールズモデルにより算出した 1 株当たりの公正なオプション価格に新株予約権 1 個当たりの目的株式数を乗じた金額とする。
- (12) 新株予約権の割当日
平成 19 年 7 月 24 日
- (13) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成 19 年 7 月 24 日
- (14) 合併等における新株予約権の交付
当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、それぞれ合併契約等の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社等の新株予約権を交付することができる。
- (15) その他の細目事項
新株予約権に関するその他の細目事項については、取締役会決議により決定する。

以 上